

下館小学校いじめ防止基本方針

筑西市立下館小学校

1 目的

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

＜いじめ防止対策推進法第2条より抜粋＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の基本理念

＜いじめ防止対策推進法第3条より抜粋＞

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 未然防止のための取組

- ・いじめが起こりにくい学校風土、学級風土づくりに努める。
- ・授業や学校行事において、すべての児童が参加し、成功感や充実感を味わうことのできる機会とする。
- ・児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができる道徳教育の充実を図る。
- ・日々の学級経営において、児童の自己肯定感、自己有用感を培う。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を図る。（外部講師による情報モラルの指導、各家庭でのルール作り等）
- ・いじめに関する校内研修の実施

【具体的な取組】

- ア 現状を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等より把握し、課題を見付ける。
- イ 課題をもとに解決に向けた目標を設定する。
- ウ 目標達成のための具体的な計画を作成する。
- エ 実施計画に従い、確実に実行する。
- オ 一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、検証する。
- カ 検証結果から見えてきた新たな課題に向け、対策を検討し実行する。
- キ 「学校フォーラム」によるいじめ防止に対する児童の意識付けを図る。
- ク 教育相談（個人）、保護者面談を実施する。

5 早期発見のための取組

- ・定期的なアンケート（月に1回、各学級）及び教育相談の実施（学期1回）
- ・いじめ防止等対策委員会における情報交換（月1回）

- ・学年会における情報交換（週1回、適宜）
- ・チーム、複数での対応（1人で抱え込まない、複数の目で見える）

6 関係諸機関との連携

- ・生徒指導主事を主として計画的かつ適宜関係諸機関と連絡を取り合う。
市教育委員会、市児童相談所、学校評議委員、民生委員、児童員
市要保護生徒対策地域協議会、筑西警察署生活安全課

7 いじめ防止対策委員会の設置

(1) いじめ防止等対策委員会

- ① 本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事、特別支援コーディネーター、養護教諭で構成する。
- ② 本委員会は、月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- ③ 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童や保護者からの訴えを抱え込まず、直ちに全て当該組織に報告、相談する。

(2) いじめ問題対策連絡協議会

- ① 本協議会の構成員は、下記のとおりである。
学校（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、研究主任、特別支援コーディネーター、養護教諭）、スクールカウンセラー、PTA会長、学校評議員、主任児童委員で構成する。
- ② 本会議は、必要に応じて適宜開催する。

8 いじめ事案への対応

- (1) いじめの事実を確認する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) 加害児童への指導、被害児童への支援と学級集団等への指導を実施する。
- (4) 加害児童、被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。
- (5) 市教育委員会へ報告する。
- (6) いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。
- (7) 加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) 再発防止に向けた指導体制を強化する。
- (9) いじめ解消の判断にあたっては、いじめが認知された時点から、行為が少なくとも3か月止んでいること、さらに被害児童が心身の苦痛を感じてないと認められることの2点を基準とする。

9 重大事態への対処

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※被害児童の保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき」を含む。

<①の場合>

- ・速やかに、「いじめの重大事態対応マニュアル 平成31年1月茨城県教育委員会」に則って、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- ・当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- ・教育委員会に連絡し、教育委員会の指導により適切に対処する。

<②の場合>

- ・速やかに教育委員会に連絡し、教育委員会からの指導を受け、「いじめの重大事態対応マニュアル」に則って適切に対処する。また、関係機関と連携し、改善が図ら

れるようにする。

※ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

10 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

- ・いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。

平成26年7月29日 策定
令和2年 3月24日 改訂
令和3年 3月15日 改訂